

第2回政策評価審議会（第2回政策評価制度部会との合同） 議事録

1. 日 時 平成27年7月31日(金) 9時30分から11時15分

2. 場 所 中央合同庁舎第2号館 総務省第3特別会議室

3. 出席者

(委員)

岡素之会長、谷藤悦史会長代理（政策評価制度部会長）、牛尾陽子委員、田中弥生委員、藤井眞理子委員（政策評価制度部会長代理）、松浦正敬委員、山口昌紀委員、薄井充裕臨時委員、白石小百合臨時委員、森田朗臨時委員、加藤浩徳専門委員、岸本充生専門委員、堤盛人専門委員

(総務省)

新井行政評価局長、讃岐官房審議官、古市官房審議官、吉開総務課長、白岩前総務課長、中井企画課長、荒木前企画課長、菅原政策評価課長、箕浦前政策評価課長、平野企画課企画官、渡邊前企画課企画官

4. 議題

- 1 専門委員挨拶
- 2 行政評価局調査のテーマ選定に関する中長期的な考え方について
- 3 政策評価制度部会における当面の取組事項等について

5. 資料

資料1 政策評価審議会名簿、政策評価制度部会名簿

資料2 「行政評価局調査のテーマ選定に関する中長期的な考え方」の検討に当たった問題意識

資料3 「中長期的な考え方」に係る今後の予定（案）

資料4 政策評価制度部会における当面組事項

資料5 次回以降の審議日程

- 参考資料1 過去3年における行政評価局調査の実績（平成24年度～26年度）
- 参考資料2 行政評価等プログラム（平成27年4月）
- 参考資料3 平成26年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告（概要）
- 参考資料4 政策評価制度に関する決議（平成27年7月8日参議院本会議）
- 参考資料5 規制の事前評価の点検結果について

6. 議事録

（岡会長） それでは、第2回の政策評価審議会と政策評価制度部会の合同会合を開催いたします。

去る5月18日付でお手元の資料1のとおり、当審議会の専門委員として5名の方々が任命されました。小野専門委員には目標管理型評価を、岸本専門委員と田辺専門委員には規制評価を、加藤専門委員と堤専門委員には公共事業評価を、それぞれ御担当いただくこととしております。小野専門委員と田辺専門委員は本日御欠席でございますが、御出席の専門委員の皆様から、自己紹介を兼ねまして御挨拶を頂きたいと思っております。

それでは、最初に加藤専門委員からお願いいたします。

（加藤専門委員） 東京大学の加藤でございます。政独委に引き続き貢献したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（岡会長） ありがとうございます。続きまして、岸本専門委員、お願いいたします。

（岸本専門委員） 東京大学の岸本です。2007年ぐらいに規制評価ガイドラインを作る際にワーキング・グループをやらせていただいて以来ということで、またよろしくお願いいたします。

（岡会長） ありがとうございます。それでは最後に、堤専門委員、お願いいたします。

（堤専門委員） 筑波大学の堤と申します。私も政独委からの引き続きになりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

（岡会長） ありがとうございます。専門委員の皆様には、既に御担当の分野における検討に御参画いただいているところでございますが、引き続き専門的な御知見を

賜りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日付で総務省において人事異動があったということで、お手元の配席図のとおり、事務局の体制に変更がございました。本日はこれまでの経緯もありますので、前体制の方々にも御出席いただき、資料の説明等をお願いしたいと思います。

それでは、まず、「行政評価局調査のテーマ選定に関する中長期的な考え方」について審議を行います。中長期的な考え方については、5月の第1回審議会において、藤井委員と森田臨時委員に御検討いただくこととしたところであります。その後、事務局とともに検討事項を整理していただきましたので、藤井委員から御報告を頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

(藤井委員) 中長期的な考え方でございますが、前回の審議会で森田先生とともに岡会長から御指名を頂きまして、問題意識のペーパーを整理させていただきました。事務局からいろいろこれまでの取組などを伺ったところでございますが、お手元の「行政評価局調査のテーマ選定に関する中長期的な考え方」の検討に当たっての問題意識」ということで、前半の1、2に、検討の必要性、あるいはどのような考え方・視点が必要か、という点、次のページに具体的な視点の例、さらに次のページにはより具体的な実績例ということで整理させていただいております。事務局から詳細な説明をお願いできればと存じます。よろしくお願いいたします。

(渡邊前企画課企画官) 企画課で、主に「中長期」の関係を担当させていただいております渡邊でございます。岡会長からも御紹介いただきましたとおり、本日付で人事異動ということではございますが、これまで先般の第1回審議会以降、藤井先生、森田先生と御相談させていただいて、問題意識のペーパーを取りまとめさせていただきましたので、私のほうから御説明をさせていただきます。この後の政策評価の議題も含めまして、御説明をさせていただきますとともに、先生方からの御質問、御意見へのお答えなども、適宜、前体制の者も含めてさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから、資料2と資料3の内容を御説明させていただきます。資料2が今後の中長期的な考え方の検討に当たっての問題意識という形で、藤井先生、森田先生から御意見をお伺いしまして、事務局のほうでまとめさせていただいたものでございます。

まず資料2の1、検討の必要性でございますが、一つ目の丸は、行政評価局調査の

機能、特徴を簡単に書いてございます。各省が自ら所掌の政策を評価する政策評価とは異なりまして、行政評価局調査につきましては、総務省におきまして、その担当府省とは異なる立場から各省の現場の実施状況を实地に調査いたします。それを把握・分析した結果に基づきまして、対象府省に対して行政の制度・運営の改善方を提示する機能を持っておるわけでございます。

この行政評価局調査のテーマを選定する作業を毎年やっておるわけでございますが、二つ目の丸にございますように、人口減少などの社会構造の大きな変化の中、そのような変化を踏まえまして、場当たりのではない中長期的な観点に立って的確なテーマ選定を行う必要があると思っております。

それから、このテーマ選定につきましては、三つ目の丸でございますが、先ほど申し上げましたように場当たりのだという批判もございまして、選定の考え方、必要性がよく分からないという御指摘もいただいております。その辺りを明確にすることによって、国民の皆様、それから、調査を受けられる各府省の皆様にも十分理解や協力を得られるようにする必要があるというのが大きな課題であろうと思っております。

このようなことでございますので、審議会におきまして、テーマ選定に当たっての軸となる中長期的な考え方を御審議いただき、私ども総務省のほうで適切なテーマ選定を行っていききたいという次第でございます。

資料2の2は、そのテーマ選定のどのような考え方、視点をこれから打ち立てていただきたいかを示したものでございます。まず、「中長期」のスパンといたしまして、3～5年程度と書いてございます。行政評価等プログラムを毎年策定しており、向こう3年間のテーマの選定をしております。その3年間、あるいはそれよりもう少し長期の期間を通じるような軸となる考え方が必要だろうということで、このように書いてございます。

その基本的なフレームといたしましては、こちらに二つ掲げてございます。調査のテーマに通じるような問題意識や視点、それから、調査の設計の際に複数のテーマで共通に取り上げるべき視点が、大きく二つ、基本的なところであろうかと思っております。審議会におきまして、その具体的な内容を御議論いただきたいということでございます。

具体的な視点として、以下のとおりとしてございます、2ページ目でございますが、藤井先生、森田先生と御相談をさせていただいて、現時点で視点として三つ掲げさせ

ていただいております。一つ目が経済社会環境の変化に即した見直しということでございます。時の経過に伴いまして、技術の進歩や、国民側の関心・意識・考え方の変化もございます。それから、人口減少を始めとする経済社会環境の変化も大きくございます。このような変化に即しまして、行政の制度、施策の見直しが必要となっているものがあるのではないかとということが、大きな一つの視点として考えられるということで提示させていただいております。例示といたしまして、人口減少との関係でございすけれども、これまでの人口が増える「右肩上がり」の社会を前提とした制度につきましても、見直しが必要なものもあるのではないかとというのが、一つの具体的な考え方としてこちらに書いてございます。

資料2の3ページ目に、それぞれの視点に即しました、実際これまでに私どもで行いました調査の勧告の例を併せて付けさせていただいております。視点①の関係で申し上げますと、例1に、国際観光ホテル登録制度というものがございす、昭和24年にできたものでございすますが、外資系のホテルがどんどんできていす中で、この登録をしていす割合もわずか5%と、非常に形骸化が進んでいすのではないかとということで、その制度の見直しの勧告を平成26年に行っているものでございす。

例2でございすますが、この制度が現状に合っていないのではないかとということ、少し観点が違いますが、人口減少などの大きな変化の中でワーク・ライフ・バランスの施策については非常に重要な課題となつていす。そのようなことを踏まえて、この変化の中で重要な課題となつていすものについての調査、見直しの勧告を行った例として、例1と例2で少し観点は違いますが、変化に即した見直しの勧告の例として二つ掲げさせていただいております。

2ページ目にお戻りいただきまして、視点の二つ目が重点政策との整合性です。調査テーマの調査設計のほうでございすますが、あるテーマを調査する際、調査設計をするに当たりまして、国として重点的に取り組んでいす政策の方向性に合致していすかということ、言わば横串の観点から課題や問題点を把握できるのではないかとということでございす。例といたしまして、現在の政府の重要施策でございす地方創生、まち・ひと・しごとの創生という施策の方向と照らし合わせて見て、その調査テーマと整合性が図られていすか、あるいは、地方創生という視点から見て新たな改善方策を示すことができる部分があるのではないかとということでございす。

それから、地方創生を掲げておられますが、整合性が図られるべき政策としてどのよ

うなものが考えられるかという点にも御意見をいただければと思っております。

幾つか成長戦略などの例も掲げておりますが、そのほかにも考えられる政策はあるのではないかと考えてございます。

その例としまして、3ページ目、例3でございますが、平成25年に高齢者の社会的孤立の防止対策等に関する行政評価・監視を行っております。防災対策という重点政策の視点で見て、災害時の高齢者避難支援対策についての勧告をしているという例をこちらに掲げさせていただいております。

2ページ目に再度お戻りいただきまして、視点③、共通の問題意識の設定でございますが、同種の事業分野に共通する問題意識、改善の方向性の例ということで、社会資本の長寿命化、旅客輸送の安全を掲げさせていただいております。このようなものを設定して、それぞれの事業分野の特性も踏まえつつ、順次、複数年をかけて取り上げるというアプローチもあるのではないかと考えてございます。

3ページ目をお開きいただきますと、社会資本の長寿命化の例で申し上げます、平成22年の道路橋以降、港湾、河川、あるいは現在実施中の鉄道も含めて、この社会資本の長寿命化という問題意識を持って、言わばシリーズ化のような形で順次調査をしてきております。旅客輸送の安全につきましても、御覧いただいておりますように、飛行機、鉄道、バスという形で順次取り上げている例もございます。引き続きこのような観点で、共通の問題意識を設定して順次取り上げるというやり方も非常に重要なのではないかと考えて、掲げさせていただいております。

以上、視点を3点掲げさせていただいております。それぞれの視点につきまして、御議論をいただき、より具体的な方向で踏み込んだ議論、御意見をいただきたいと思っております。それ以外にも先生方から、このような視点があるのではないかと考えて御意見をいただきたいと思っておりますので、視点④、その他の視点としてどのようなものが考えられるか、これに限らず、その他考えられる視点をぜひ御意見をいただければと考えてございます。

次に、資料3の説明をいたします。今回、問題意識のペーパーについて御意見をいただきまして、今後引き続き審議会におきまして御検討をいただけるということになれば、今後、第3回が11月、第4回が来年2月にございます。次回、今回の問題意識の資料に対する皆様の御意見を踏まえて、中長期的な考え方の素案を作りまして御審議をいただき、さらにその際の御意見を踏まえて、2月の審議会では中長期的な考え

方の案を御提示して、御審議、取りまとめをいただき、年度末に策定する来年度の行政評価等プログラムに取り込ませていただく、そのような予定を描いております。その過程では、行政評価局のほうで並行して来年度の調査テーマの検討も行ってまいりますので、その状況も情報提供させていただきつつ、具体的なテーマも踏まえての御審議をお願いできればと思っております。

以上でございます。藤井委員、森田臨時委員、補足をよろしくお願いいたします。

(藤井委員) ありがとうございます。二つ大きな話があるかと存じます。資料2の1の検討の必要性ということで、どのような頭の整理をするべきであるかということで、この点、森田臨時委員から御指導いただきまして、いろいろ整理させていただいておりますが、御議論いただければと思います。

資料2の2、具体的なテーマ選定に関して一つだけ補足させていただきますと、お手元の配付資料の下のほうに、参考資料1があるかと存じます。横長の1枚紙でございまして、「過去3年における行政評価局調査の実績」と記載されていると思います。御案内のように、例年6から10個ぐらいの項目ですので、あまり視点多過ぎてはいかがかと思いますが、一応、シミュレーション的にこの3年度分、さらには27年度、今後の着手予定などのものを、例えば今例に挙げたもので整理していただくとうなるかという作業をしてみたのですが、幾つか当てはまらないものもございます。例えば、24年度①の法曹人口とか②の自殺予防、あるいは25年度③の外国人受入れ、26年度④の消費者取引、26年度の⑤は生活保護でございますが、こういったものを見ますと、少なくともバスケットクローズ的に「喫緊の課題」といったタイプの視点もあるのかなと思いますが、幾つぐらいの視点をどのようなサイクルで具体的に考えながら適用していくのがよろしいのかという問題です。過去は実績ですが、これを新たな方向で少し整理し直してということで議論しているわけでございますので、今後の行政の展開なども念頭に置きまして、先生方から御意見、御議論をいただければありがたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(森田臨時委員) 森田でございます。藤井委員とこの文書を作成させていただきました。私からは簡単に3点申し上げておきたいと思っております。

1点目は、資料2の1、検討の必要性に係るものです。この行政評価局調査と言いますのは、名称はともかくといたしまして、これまでも非常に質の高い評価をされてきたと思うのですが、なぜ評価局がこのテーマで、どのような基準で、といった辺り

につきまして、いろいろと疑問の声もあったかと思しますので、それに対してきちんとした根拠と言いましょか、その哲学を示す必要があるのではないか。それについて検討して、そして、この審議会でオーソライズすることが必要ではないかと、その点を確認したのが資料2の1でございます。

2点目は、具体的にどのような根拠かにつきましては、大きな哲学と言いましょか、基本的な中長期的な評価の視点と言いましょか、考え方が必要ではないかと思っております。そして、それぞれのテーマ、哲学に基づいて、このテーマを選んだということが説明できなければいけないのではないかということで、今、藤井先生から御紹介いただきましたように、幾つかの点については、緊急の課題ということで取り上げられているテーマもあるということでございます。

3点目は、どのような哲学というか考え方に立つかですが、このペーパーを作るときにお話ししましたのは、一つの点と言いますのは、現在の制度とか行政の活動は一定の社会環境を前提にして作られ、その維持・改善を目的にして活動が行われているわけでございます。しかし、現実には環境が大きく変わってきているときに、そのままその制度をかつてと同じような形で運用し続けることになると、いろいろと問題点が出てくる。そういう意味では、どのような環境の変化があつて、それに対してどのような形で制度的な適用がなされているのか、それが一つの大きな視点になるのではないか、そうした考え方を私のほうから述べさせていただきます、それをベースと言いましょか、それも取り入れた形でこうした形での整理がされたということでございます。藤井先生、大体そういうことでよろしいですか。

以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。

これから意見交換を行いたいと思います。御説明がございました中長期的なテーマ選定の視点として、ほかにどのようなものが考えられるのかということも含めまして、皆様方からの活発な御意見を頂ければと思います。いかがでしょうか。

(田中委員) ありがとうございます。田中でございます。大変明解な御説明と、それから、きちんとこれまでのデータに基づいて、藤井先生のほうからも御説明を頂きまして、なるほどと思ってお伺いしたのですが、1点、こうしたらいいと言う前に、確認のための質問であります。その心はと言うと、これらのテーマは、各府省が既に着手されている関係のものが多いです。例えば、インフラであれば国交省がやっ

るだろうとか、あるいはグローバル人材にこれから着手するのであれば、文科省がやっていないかというような問題は必ずついて回っていますので、なぜ総務省行政評価局がやらなければいけないのかという理由を確認する必要があるのではないかと思います。そういう意味で、1ページの「1.「中長期的な考え方」検討の必要性」のところ、担当府省とは異なる立場からということが書かれていて、ここら辺がキーワードになってくると思うのですが、具体的にどのような立場だったのかということを幾つか例示を挙げていただけないでしょうか。

(岡会長) 今の田中委員からの御質問について、渡邊前企画課企画官をお願いします。

(渡邊前企画課企画官) 例示というと、お答えがなかなか難しくて恐縮でございますが、一般的な話でまず申し上げますと、各省それぞれ政策評価をやっておりまして、それぞれの立場で政策評価、あるいは政策評価ではない仕組みでの業務のチェックもやっておられるかと思います。その各省の持っている立場や元々の経緯もございますし、それぞれ抱えている関係や経緯もございますので、言葉としていいかどうか分かりませんが、そのようなしがらみにとらわれないような、政府内ではありますが第三者的な立場で、しかも、私ども出先に調査機能を持っておりますので、各省のほうでも、本省ではなかなか見えないような実態が地方の現場で実際の動きとして出ている、そうした部分を私どもの実地の調査機能を活用して把握して、その結果も踏まえて実証的な把握分析を行うということで書いてございます。そのような形で、各省ではできない調査をする立場ということで、この「異なる立場」というのは考えてございます。

例示は今すぐには思いつきませんが、一般的にはそのような考え方に立ってやってございます。

(白岩前総務課長) 田中先生の言うところの例示に合うかどうかわかりませんが、若干補足させていただきますと、先ほど藤井先生のほうから御指摘あった参考資料1を御覧ください。よくあるものとして、法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革について政策評価をするときに、法務省が既に評価をやっているのではないかとということがありますが、法務省と文部科学省と関係省庁があったので、一つの省庁だけでは政策を評価しきれないのではないかとした場合に、我々が乗り出すタイプがまずございます。外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視というのが、これも先ほど藤井委員から、「中長期」の例に合わない例の一つとして言われたわけですが、これも実は

幾つかの省庁が関係しております。法務省と、この場合は、外務省もありましょうし、場合によっては、その事業を担当している農水省とか、そういったところの各業種、受け入れしている業種との関係を全部見るということをやってきたものもございます。この手のものが一番分かりやすいタイプであろうかと思えます。

他方、刑務所出所者等の社会復帰も、実は法務省と厚生労働省と関係があるのですが、これはどちらかという、その省が一生懸命やっているから見切れないというか、ある方向の政策で見て評価しているだけではなくて、地方における別の現場の在り方をこちらのほうからピックアップしてもらって、役所のほうが考えているのと違うベクトルでものを指摘する、こういう視点がございます。これは今のものは、重ねて言っているところもあり、完全にせつ然と分かれませんが、ここで出てくるのは、現場の当事者が、複数、少なくとも国の役所でない者が関与しているときに、国の役所でない者の視点を現場で調査して、そこから見ていく。それはもちろん、担当省庁もやるわけですが、私どもがやる場合には、田中委員がおっしゃったとおりで思うのですが、担当省庁でないものですから、どちらかという、プロフェッショナル的な視点でないものですから、逆に、国民というか、当事者でないことによって見えるもの、俗な言葉で言うと囲碁の岡目八目と言ってもいいのかもしれませんが、そういうような視点をいかして、現場の問題点を明らかにしてその省庁に考えていただく、そういうようなものがあるかと思えます。

今申し上げた例として典型的なのは、⑤の生活保護がございました。要するに、担当している役所ははっきりしており、厚生労働省でございます。しかし、行政評価局は生活保護の現場の人たちに話を聞き、具体的に言うと、生活保護の事務所に行って、実際に求めている人とのやりとりをしている現場に行って、記録を全部洗いながら、要するに、政府として施策を推進する側としての都合ではなく、現場に現れたものを見てきたというタイプでございます。役所のほうでやればいいのではないかということはあるのですが、ここは担当でないことによって逆にデータが得やすかった、そして、言いにくいことも聞くことができた、ここが強みだということになります。

さらには、狭間に漏れてしまったものというのがございます。鳥獣被害の例を挙げますが、いろいろなところで調べてまいりますと、どうしても現場で穴が出てまいります。もしかしたら当初は穴がなかったかもしれないけれど、何年か経って、時代が変わったために穴が開いたというものもあるかと思うのですが、そういったものを

見ていく上でも、先ほど出てきた現場の調査をいかすということ。役所のほうは、既にできた仕組みについて、予算要求をする中で穴を見つけることはあろうかと思いますが、それ以外の視点ですね。別に新施策というわけではないのですが、何か制度上漏れてしまっているようなものを見ていくようなもの、こういったものが我々の調査の強みだろうし、役割分担の重要なポイントだろうと思います。

ほかにもあろうかと思いますが、おおむねこの三つが典型例ではないかと思います。よろしゅうございましょうか。

(田中委員) すみません、大変明解に御説明いただいて、ありがとうございます。今おっしゃったようなことを、いろいろなところで重複があるように見られないためにも明確に説明する必要がありますし、出来上がった評価書がその視点に基づいてしっかりといかされているかどうか点検していく必要があるのではないかと思います。少し個人的な意見で申し上げれば、2番目におっしゃった言いにくいこととか、聞きにくいこと、担当の省庁であるがゆえにいろいろなしがらみがあって、なかなか言い出せないことがあり得るだろうと思います。それを基準に書くときにもう少しきれいに書かなければいけないにしても、その視点は評価をしていく上では非常に大事になっていくのではないかと私も思います。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。あるいは今のやりとりに対して、藤井委員、森田臨時委員、何かコメントがあれば。

(森田臨時委員) 今の御質問、大変重要なことだと思います。この評価自体が参考資料2の1の一番上の丸のところにも書いてありますが、問題点を洗うとか、批判的に見るというよりも、むしろ各府省に対して改善を促すわけですから、それぞれの省庁が取り組んでいる事業について、一生懸命やっつけらっしゃるのですが、気がついていないような視点であるとか問題点であるとか、それをむしろ外から見て提案する、そうした役割と認識しておりますので、その意味で言えば、違う視点を持つことは非常に意味があるし、重要ではないかと考えております。

(岡会長) ありがとうございます。それでは、ほかいかがでしょうか。

(岸本専門委員) 岸本です。具体的な視点として考えられる例の①で、技術の進歩と考え方の変化と経済社会環境の変化というのを三つ挙げられていると思うのですが、ここの例はほとんど、経済社会環境の変化の話だと思いますが、この技術の進歩、技

術の変化という点も非常に大事なかなと思っています。ただ、行政評価局調査に合うのかどうか分からないのですが、こういうのがあったらいいなということで提案させていただきます。例えば、海外では、新しい技術が出てきたときに、まず、レギュラトリーギャップ調査とか、いろいろ呼び方はあるのですが、要するに、既存の法規制が新しい技術をちゃんとカバーできているのかを、先を見越して省庁横断的に調査をする。例えば、ナノテクノロジーとか、合成生物学、シンセティックバイオロジーとかですね、幾つかそういうものがあります。最近だったら、例えば、今、ドローンですね、ああいうものが出てきた際に、既存の法規制が合うかをかなり早い段階に横断的にチェックする。一つは、別の言い方をすると、テクノロジーアセスメントというやつで、ヨーロッパなんかは各国の議会にテクノロジーアセスメント機関というものがあるのですが、日本には残念ながらそういう機関がないので、あまりこういうことがやられていない。

例えば今だったら、ドローンだったら、国土交通省とか総務省も、撮影した情報をどのように扱うかといったガイドラインを出したりとか、そういったことを今はやられているのですが、これが2年前ぐらい前の行政評価局調査などで取り上げられて、法規制ギャップなんか議論されていたとすれば、非常に後々役に立つと思ったりします。今だと例えば自動運転だとか、人工知能だとか、いろいろ話があるので、そういう技術の変化を見越した形で、何らかの省庁横断的なギャップの調査をするみたいな視点。だから、視点①のほうで、技術の話と経済社会環境の話を二つに分けてもいいのかなと思いました。一応提案ということでお話しさせていただきました。

(岡会長) ありがとうございます。今の御指摘は大変重要だと私自身も受け止めました。どのように進めるかは別として、御指摘としては大変よかったのではないかと思います。ほかいかがでしょうか。

(牛尾委員) 今、岸本先生から御指摘もあったのですが、やはり私も技術の進歩ということと、それから、経済社会環境の変化は分けたほうが良いと思います。それはなぜかといいますと、まず、技術の進歩ということで、具体的な例を出させていただきます。今、ドローンの話がありましたが、例えば、今回観光が政府の成長戦略に盛り込まれています。それで、フォローアップということで行政評価局がビジットジャパンの評価をされていたのですが、私も去年まで東北観光推進機構の本部長代理をやっていて、ビジットジャパン事業についても直接関わる部分がありました。やはりビ

ジットジャパン事業自体がこれからの成長産業である観光業の機動力になるかどうかというのは、ある意味、非常に疑問な部分があります。それよりもむしろ、例えば、特にクレジットカードの使用などによるIT技術によって日本の観光業を推進したほうがいいのではないかという考え方も経産省には実はあります。そういう意味で、技術の進歩をどこまで行政評価局が取り扱えるかという問題はありますが、今後考えていただいたほうがいいかなということはありません。

それから、経済社会環境の変化に関して、今回、右肩下がりのメカニズムを組み込んでいない制度について見直しが必要ではないかということがはっきり指摘されています。しかし、多分、首都圏、東京にいると見えないと思うのですが、私のように地方にいますと、明らかに右肩下がりのメカニズムを組み込んでいただかないと、霞が関で作っていただいている施策というのは、もう既に前提条件が違っているので、現場に即していない部分が残念ながら多くなっています。ですから、こうした、右肩下がりのメカニズムを組み込んでいない制度について見直しが必要なものがあるのではないかという問題意識は、私はこれからぜひ大事にさせていただきたいですし、地方という部分を考えるときに重要な視点になると思います。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。今の御指摘もごもっともだなと思うのですが、今までのやりとりの中で一つ共通していることは、先ほどの田中委員からの問題指摘から始まった後のやりとりの中で白岩前総務課長も触れておられましたが、省庁横断的な視点というのが、技術の問題も特定の省庁だけじゃなくて、ドローンでも三つぐらい絡んでいる。今の観光の話になりますと、たくさんの省庁が絡んでくるし、その視点も省庁それぞれの視点によって別々なんですね。ですから、先ほどの異なる視点というのはもちろん重要なのですが、もう一つ、幅広い視点というか、省庁横断的な視点も含めた異なる視点というのがないと、今までの議論のところのものが相当カバーされるのかなと、こんな気が少しいたしました。ほかいかがでしょうか。

(谷藤会長代理) 今までのお話をお伺いいたしまして、視点①と視点②というのは、国の重点政策、いわゆる経済社会の変化、技術の変化という社会状況の変化に対応して、中長期的な行政評価をやっていくということで、視点は明確であると思いました。

それから、第2のところの、重点政策は決められているわけですから、それに伴って少し総合的な観点から評価をやるということも必要だと思うわけです。

視点③のところでございます。先ほど森田臨時委員から言われたように、政策評価のその後として、政策そのものの言わば改善だとか政策形成に役立つものでなければいけないと思います。しかし、このところで、例えば、社会資本の長寿命化は大変良いテーマだと私は思うのですが、道路、橋梁、港湾、空港と、順次やっていきますと、これは各省庁がやっているということと、あまり差異が出てこなくなってしまう感じがします。では、なぜこれは総務省の行政評価局がやるのかと言うと、いわゆる省庁全体として社会資本の長寿命化に関する基本的な制度を将来的に形成する、このガイドラインに従って各省庁にやってくださいという形で、何らかの問題提起をするということが大切ではないかと思えます。ですから、旅客輸送の安全と言われるものも幾つかの省庁に関わります、その旅客輸送の安全と言われるようなものの基本的なガイドラインを形成するには、こういう視点は必ず組み込んで将来的にはやってくださいよというような、これはある種の共通のガイドラインみたいなものを、言わば中長期的な観点から作っていくという視点を明示化することが少し大事なかなという感じがします。そうしないと、単なる事業のシリーズ的な評価だけに終わってしまう。将来的には、各省庁に対して、こういうようなガイドラインが作られるのではないですかというような、正に制度形成に関する問題提起をするために、これが私はすごく必要ではないかと、その視点を少し明示的にしてもらえるといいかなという感じがします。単なる事業評価ではありませんよと、ベーシックな制度形成をやっていくための中長期的な評価なんですよと。

(岡会長) ほかいかがでしょうか。

(白石臨時委員) 視点に関連しまして、先ほど森田臨時委員も哲学ということをおっしゃっていたのですが、公共事業については、右肩下がりのメカニズムを踏まえつつ議論を進める必要を感じているところです。では、右肩下がりのメカニズムが踏まえられた先の世界観を、少なくとも当審議会皆様とは共有というか、合意形成みたいなことをしていければなと思うのですね。つまり、今後とも少子高齢化が進行してさほど経済成長も期待はできない状況というものが考えられるのですが、では地方の経済が縮小していくというところだけで終わってしまうと、未来に期待が持てないのではないか。そうではなくて、低成長でも、地域の規模はコンパクトにしながら住民の生活の質の向上を図っていく、そういうものを目指すために調査もかけていくという、哲学というよりは、世界観というか、そんなに大きなことを言うつもりはないのです

が、そういった感想を持ちました。ありがとうございます。

(岡会長) ありがとうございます。松浦委員、お願いします。

(松浦委員) 最初に、田中委員のほうから言われた、なぜ総務省がこういった横断的なことをやるのかという話の説明がきちんとないと、いくら評価をしても、各省が本当にそれに対してきちんと対応してくれるかどうかという保証がないと思うのですね。ですから、その辺りははっきりさせておく必要があるのではないかと思います。

また、限られた人数の中で仕事をするというのが組織の宿命なわけですので、当然、時代が変化していけば、今までやってきているものも、やりくりをしながら、スクラップアンドビルドとか、そういうことをやっていかなければいけないということがあります。なぜこういう評価をするかという一番大きな視点というのは、定員管理というか、国家公務員、地方公務員も含めてかもしれませんが、そこをきちんと管理していくということが大前提としてあるのではないかと思います。それを実現していくために、いろいろテーマ設定というか、時代の変化だとか、そういったものをバックに、あるいは哲学として持って評価をしていく、こういうことで評価の正当性といったものが出てくるのではないかと私は思っています。その辺りをもっと自信を持って、総務省もやっていただければいいのではないかと思います。

(岡会長) ありがとうございます。薄井臨時委員、どうぞ。

(薄井臨時委員) ありがとうございます。少し別の観点からコメント申し上げたいと思います。既に省庁横断とか技術進歩を加味するのは、私も大賛成で、それはとても良いことだと思います。ただ、打ち出し方としては、もう少し積極的でもいいのではないかと考えます。具体的には、例えば、「モデル性」とか「展示性」を重視する。この場合の「展示性」というのは、ディスプレイ性あるいはディスプレイ効果という観点ですが、それによって、各省庁が自らの政策において気付きを促し、足下での見直しの糧となり、さらにそれを改善につなげていくということです。どんな調査でもいいのですが、本調査を取り上げるのは、実は広範な領域において、ある意味で気付きを促すということに意味があるということ、そこを強調したらいいのではないかとというのが第1点です。

次に第2点として、どうしても政策評価という言葉自身、フロント・ミドル・バックと仕事を分けると、ミドル・バック的なイメージが付きまといがちです。しかし、評価というのは、むしろフロントにボールを投げ返して、フロントの活動力をより高

めるというのが最終的な目標なのですよということを明示する。だから、各省庁さんどうぞ協力してくださいというふうな、今の松浦市長の御発言に似ているのですが、より自信を持って、ポジティブに打ち出すというのが重要なのではないかと考えます。

さらにドリーミングなことを申し上げれば、それによって、先ほど白岩前総務課長のお話にもあったのですが、各省庁が、「是非、総務省さん、これを取り上げてください」というふうに、各省庁から持ち込みがあるような形になっていくと非常に良いのではないかなと、私はそういうふうに思います。

(岡会長) ありがとうございます。山口委員、お願いします。

(山口委員) 皆さんの御意見、すばらしい御意見だと思います。この評価制度の目的というのが何なのかという原点が、行政の効率化を目指しているのか、政策の評価そのものを目指しているのか。要するに、今、松浦委員がおっしゃったように、行政の効率化という観点だけでなく、政策そのものが正しかったかどうかという評価も必要ではないのかなと。

それともう一つ、ここで今盛んにおっしゃっています、少子高齢化、あるいは経済の右肩下がりという標題は国民的標題であり、かつこれは国家の、日本国がどういう姿を求めているのかということに尽きると思います。

例えば、私は、子供のときに戦争も経験しましたし、明治維新で文明開化を追いかけ、戦後の貧しい中で経済大国を追いかけ、そして今、この世の中が変わる中で日本国は何を追いかけるのか。要するに、経済大国であらねばならない理由がないはずであって、国民的視点による、国民が楽しく生活できる国という観点から行政を比較するというところに力点を置いていただきたいと思います。

そして今、少子高齢化のお話が出ましたが、私が大学を出ましたときに、最後のぶらじる丸が就航していました。正にブラジルへの日本人の移民政策ですね。その時に、この列島で何人の国民であればこの国は平和で豊かな生活ができるかという議論が盛んに行われました。大体は、7,000万～8,000万人の国民がこの列島で暮らすと良い国になるのではないかという意見がありました。それは正しいかどうか知りませんが、そういう意味で、ここまでの御議論をなさるのなら、やはり日本国の在りようというものを心の底に置くべき必要があるのではないかなと思います。

そうなりますと、この行政評価も、国民的視点から問題点の提起が行われなければならないのですが、こういう制度を国民のほとんどは知らない。要するに、お役所で

勝手にやっているという感じのものに終わっているのではないのでしょうか。やはり国民レベルで、難しい理屈なしに、国民の要望している政策についての評価をやるということで、この制度そのものがさらに飛躍するのではないか。勝手なことを申し上げましたが、そういう感じを今日の会議の中で思いました。ありがとうございました。

(岡会長) ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。加藤専門委員どうぞ。

(加藤専門委員) 大体皆様方からおっしゃられたお話に賛同するものです。それをサポートするような意見になるかもしれませんが、まず一つ目は、現在、視点②で、重点政策との整合性ということで、既にある重点政策を受け身として評価するという立場ですが、できれば重点政策を今後どうしていくべきかに対する示唆を出せるような評価を目指すべきだと私としては考えています。それが一つ目です。

それから二つ目につきましては、先ほど、各担当省庁が言いにくいことをうまく拾ってあげるといった話がございましたが、もっと踏み込んで、各省庁がほかの省庁にしてほしいと思っていること、でも、うまくいっていないというのがきっとたくさんあるのだと思います。そういう情報をうまく拾うことによって、協力して、効果が上がるような政策、施策というものを、こういったところで取り上げていくのも悪くないのではないかと考えました。

以上、2点でございます。

(岡会長) ありがとうございました。ほかにまだ御発言いただいていない方いらっしゃいますか。堤専門委員、どうぞ。

(堤専門委員) 先ほど来お話のある省庁横断というところで、既に議論尽くされているかと思うのですが、政策自体は多分きちんと整合しているのだけど、政策から施策、事業と、段々おりていくと、その中で、相反とまでは言わないですが、齟齬が起きたりとか、そういう問題って多分あると思うんですね。先ほど加藤先生がおっしゃったような、ちょっとやってよみたいのところもあると思うのですが、政策自体、あるいは、ずっとブレークダウンしたものの間の関係をもう少し、そういう意味では④の視点として明示的に出したらどうかと思いました。

一方で、補完するみたいな、元々の政策の中ではそんなこと意識していないのだけれども、だんだんブレークダウンしていく中で、実はこれとこれをうまくやっていると良い方向に向かっていくねみたいな、そういう補完関係みたいなのもあると思うんですね。それは、先ほど白岩前総務課長がおっしゃったような、ザルがあるみたいな

話とはまた少し違う視点だと思うのですが、あるところでは穴ができてしまったり、あるところでは知らないうちに重なり合って補完できたり、そういうことを見るというのは、多分、総務省しかできない仕事かなと思いましたが、その辺もぜひ加えていただければと思いました。

(岡会長) ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

(新井行政評価局長) いろいろ御意見ありがとうございました。まだこれで終わりではないのかもしれませんが、御意見を踏まえながら、さらに中長期的な視点も見ていきたいと思えます。現在、我々は、これと並行いたしまして、来年度以降どういったテーマをやるかという話を個別に検討している段階でございます。今回の御議論と整合的にやっていかなければいけないと思うのですが、より現場に近いところでは何を考えるかと言うと、このテーマで調査するって、まず何を調査するのだろうか、どこに行ったらいいのだろうか、その前にどんな問題があるのだろうかと考えます。その結果、何が言えるのだろうか、処方箋を書けるのだろうか、どうしてもそういうことを考えてしまいがちでございます。その意味から言いますと、先ほど白岩前総務課長のほうから話をいたしました、評価局の得意技と言いましょ、その一つは、各省が気付いていないようなことを言う、特に霞が関はこう考えているが現場では全然違うよといったものです。

それからもう一つの得意技は、いや、あなたの省ではこうやっているが、省庁横並びで見るとこれは変である、あるいは、あなたのところではここに突っ込んでいるが、ほかの省庁のものとうまく連携していないから、あまり効果が上がっていないではないか、といったものであり、この辺は得意技でございます。

したがって、今日御議論いただいたようなものを参考にしながら、そういったものがうまく発揮できるような分野がどこにあるかを見ていきたいと思えます。なかなかこれが難しいのでございますが。

それと、逆に得意ではないと言いましょ、なかなか難しいところは、今まで実施された行政の施策の実績を見ながらものを言って、その調査の結果をして何かの処方箋を書くというのが、各省庁との議論をする際においても基本となっていくことかと思えます。単なる思い付きだけでもものを言ってもなかなかうまくいかないということで、例えば、先ほど、技術の進歩というお話がございましたが、我々は素人なりに、例えば、もう薬局にピペットは要らないとか、こういったレガシー的な技術の進歩へ

の対応みたいなものは行っているのですが、ドローン政策ということになると、相当な先見性を持って物事を見て、専門的な知識からものを言う必要があり、なかなか我々限りでは難しいところはあるということです。そんなわけで、先生方の御意見なども伺いながらということになるかと思います。

いずれにせよ、現在、実際のテーマで頭を痛めておるわけでございまして、また次回回りには案を御提示させていただきたいと思いますが、そういったところでまた御議論いただければありがたいと思います。

(岡会長) ありがとうございます。今日の議論を事務局にまとめていただき、さらに検討を続けて、次回、第3回ですか、11月にまた意見交換をしたいと思います。

今日の議論の中で、資料2の「1. 検討の必要性」の最初のパラグラフについて、いろいろな御指摘をいただきました。先ほど森田臨時委員から「哲学」という表現もありましたけれども、このところをもう少ししっかりしたものにするのが大変重要なのかなということを感じました。

それと、3番目のパラグラフとの絡みもあるのですが、「何のためにやるのか」ということについては、一つは、政策実現のための行政の効率性というものをしっかりする。これは松浦市長から頭数のお話をいただきましたが、やはり効率性というのは外せないのだろうなということ。もう一つは、調査を通じて、各省庁が掲げている政策そのものの目的が、より効果的に実現できるようにつながっていくこと。そういう意味で、効率性と効果というのがキーになってくるのかなと。その効率性にしても、効果にしても、今日御意見いただいた中にもありましたが、私どものポジションからすると、省庁横断的な指摘ができる、あるいは、若干異なる立場から意見が言えるということを通じて効率性と効果を生み出していく。この両方とも国民に直結する成果であり、行政がより効率的に行われれば、行政コストが下がるわけでありまして、効果が高く実現できれば、国民生活の向上につながっていくわけでございます。

個別のところについては、まだいろいろな御意見があると思います。先ほど岸本専門委員から、技術の変化のところで、技術を切り離したほうがいいのではないかという御指摘もありましたし、それから、白石臨時委員からありました、「右肩下がり」を前提とした議論がいいかどうかについてはもう少し議論すべきではないかと思います。なぜならば、今政府は、この右肩下がりを中心に食い止めるかということを経済政策の柱としております。その一環として、いかに地方の人口減少を食い止めるかということ

で、まち・ひと・しごと創生本部の「地方創生」を、政策の核の一つに掲げていますから、私どもがいきなり「右肩下がり」と入っていくのもどうかという気が若干いたします。この辺は議論をもう少し深めていきたいと思えます。

それでは、今日いろいろな御意見を頂きましたが、この資料2をベースとして、次の11月の審議会でさらにこの議論を深めていくにあたりまして、今まで御尽力いただきました藤井委員と森田臨時委員に引き続き御尽力いただくことに加えまして、政策評価・独立行政法人評価委員会の時代から本件について大変強い問題意識をお持ちであります、谷藤会長代理にも、ぜひ御参加いただきたいと私は思っているのですが、谷藤先生、よろしいですか。

(谷藤会長代理の了承)

ありがとうございます。では、11月の審議会に向けての検討につきましては、藤井委員と森田臨時委員に加えまして、谷藤会長代理にも御参加いただいて、事務局とともに素案の検討を進めていただくようお願い申し上げます。

それでは、引き続き、部会の議題に移ってよろしいでしょうか。

では、政策評価制度部会における当面の取組事項等について、まず、事務局からの説明をお願いいたします。

(箕浦前政策評価課長) それでは私のほうから御説明申し上げます。資料4を御用意しております。前回第1回の審議会におきまして、政策評価、これは先ほど議題1で御議論いただいた行政評価局調査は、私ども総務省行政評価局が各省の施策について調査して勧告するという、我々行政評価局として改善を求める機能であるのに対して、この政策評価は、前回御説明申し上げましたように、各府省が自ら自分の行っております施策について評価していただくような仕組みでございます。この中で、我々総務省の役割としては制度を所管しておりますので、各省のやっております政策評価の改善を各省にどういう形でやっていただくかを御議論いただくための部会でございます。

前回、第1回におきまして、目標管理型の政策評価、これは名称から想像しにくいと思えますが、前回御説明申し上げましたように、各省の主要施策の評価でございます。それから、規制に係る政策評価、この二つにつきましてワーキング・グループの

設置をお決めいただきました。前回第1回以降、それぞれのワーキング・グループにつきまして2回開催をいただきまして、少数精鋭、少人数で、文字どおり膝詰めで御議論をいただいているところでございます。それぞれのワーキング・グループにおけます検討状況を御紹介させていただきますが、お時間の都合で説明は簡単にさせていただきます。

まず、各省の主要施策についての、目標管理型の政策評価につきましては、主として大きく言うと三つの問題があるだろうと。平たく言うと、あらかじめ目標を立てて、それを後できちんと実績がどうだったかという形で、実績評価というやり方でやっていますが、目標の設定が、具体的に言うと、いつまでに何をやるんだということが明確になっていない。あるいは施策というものに対して、その施策の目標を達成するためのいろいろな事務事業がその施策の下に実施されているわけですが、その事務事業が本当にその施策の目標の達成にどの程度役に立っているのかについて、必ずしもきちんとしたリンク、ロジックが整理されていないのではないかという問題。そこがまずしっかりしていませんと、それを後で実績はどうだったということを評価すると言っても、目標がはっきりしていなければ実績評価もうまくいかないということでございますので、まず、その目標の設定とか施策と事務事業のロジック関係の確認をしっかりやる必要があるだろうと。

その上で、では、目標それからロジックがきちんと整理された上で、実績評価としてやるときの分析のやり方がどうなんだというところをしっかりと詰めるべきではないかといったようなことが、大きな三つの課題かと思えます。

また、このワーキング・グループにおけます御議論の中で、単に各省の評価に関わる負担を増やすのは良くないのではないかという御意見がございました。全体の中で、対象分野によっては少しメリハリをきちんと考えながら、単なるペーパーワークになってはいけませんので、各府省の負担軽減的な観点も考えながら議論を進めるべきではないかといったような御意見があったところでございます。

別紙1を御覧いただければと思います。今後、目標管理型評価ワーキング・グループにつきましては、今申し上げました幾つかの切り口がございまして、まず今年目標の設定の段階をきちんと、具体的な各省の評価書を基に改善の可否を御議論いただくべきではないかということで、今年1年間、目標設定の在り方を各省が実際に作っていただいている事前分析表というものを基に、各先生方に御検討いただくという

ようなことをやっていただくことにしております。また、来年度はそれを踏まえて、さらにロジックの整理でありますとか、目標がきちんと立ったことを前提とした施策の分析といったようなことを通じまして、毎年度それぞれの年度の検討の成果を踏まえて、各省にモデル的なマニュアルを示すような形で、各省の評価の改善につなげていっていただくということを考えております。

さらに、岡会長から2年間で成果を挙げる、きちんとやりがいのある議論をというお話を頂いておりますので、この2年間のワーキング・グループでの検討を踏まえて、より良い評価につながるようなガイドラインの改正を目指していくという流れでやっていくということ、ワーキング・グループで御議論いただいているところでございます。

次に、規制に係る政策評価の関係でございます。これにつきましては参考資料5をお配りしておりますが、規制につきましては、前回も御説明申し上げましたように、法律、政令、省令など、いろいろなレベルで新たな規制を導入したり、あるいは法令の改正によりまして規制を変更したりするような場合においては、各省で事前評価ということで、規制を導入するに当たってのコストがどのぐらいかかって、一方で規制を導入したときのメリットはどのぐらいあるのかを分析し、若しくは規制を導入する主な案として考えている案のほかに、どういうやり方が考えられて、それぞれの効果はどのぐらい異なるのか、なぜこれから採ろうとしている規制が妥当なのかといったようなことを事前に評価するという仕組みでやっております。この評価につきましては、従来、私ども総務省のほうで、各省がやっております評価がきちんとガイドラインに沿って行われているかどうか、妥当な費用便益分析が行われているかどうかといったようなチェックを行ってまいりました。今回、この189回国会に各省が提出した法律レベルの規制の点検を、先般御案内の、例のドローンに関わる航空法改正の国交省のものが一番最後に出てまいりました。この評価の分まで点検が終わりましたので、その結果を実は昨日ホームページに公表させていただいております。参考資料5を御覧いただくと、今この規制の評価、前回も御説明しましたが、どういう状況なのかということがお分かりいただけるかと思っております。参考資料5の2のところ、この規制の事前評価に係る問題というのがございます。要するに、今回の点検でどの程度のことが行われていたかと言いますと、項目ごとに必要な説明が不足していますと。平たく言うと、先ほど申し上げましたように、コストとメリットがどの程度のも

のかきちんと分析しなさいという仕組みなわけですが、そもそもそのコストとかメリットとして想定される要素自体が書かれていないような評価書が多くございまして、こういう要素が欠けているから、そういうのをきちんと盛り込みなさいということで改善を図ったといったようなものがかなりの部分を占めてございます。

二つ目のポツで定量化が不十分とございますが、費用便益について、メリット、デメリットの定量的な比較が行われていないということでございます。定量化されたものが1件ということでございますので、点検対象は79件ということでございますので、ほとんどのものについては定量的な分析になっていないという状況がございまして、先般こういうこともありますので、私どもも従来こういう形で、点検を通じて各省に改善を促すということでやっておりましたが、もう少し定量化、特に規制につきましては、規制の種類、ものによって、具体的にそれによってもたらされる便益、メリットがどういうものなのかという要素を定量化していくというのは、これはなかなか各省も難しゅうございますので、私どものほうで、ワーキング・グループの先生方と、少し費用及び便益について、具体的にどういう費用及び便益だったら、どのような定量化のやり方があるのかということ、少しずつモデルを積み上げていただくような御相談をさせていただきながら、今後、秋の部会、審議会にも御報告させていただき、御議論いただいて、各省の評価の改善につなげていくといったようなことを、この規制のワーキングのほうでやらせていただいているところでございます。

それから、資料4に戻っていただきまして、公共事業評価というのが三つ目に書かれております。本日、岡会長のほうから冒頭ございました、5人の専門委員のうち加藤先生と堤先生には公共事業分野を御担当いただくということで御紹介いただいたところでございます。この公共事業につきましても、私ども総務省におきましては、各省が毎年公共事業を実施するに当たって、事前評価、あるいは長いこと着手できなかったり、着手してからまだ終わらないような、一定期間終わっていないものについての再評価についての評価書を私どものほうで幾つかピックアップしてチェックしております。今回、この審議会の白石臨時委員と加藤専門委員、それから、堤専門委員には、私どもで、今年度やってまいります点検活動について、どういった観点から点検するのが効果的であるかといったようなことも実は今御相談させていただきながら、お知恵をお借りして、今年度の点検をやらせていただくことにしてございます。

その際、私ども行政評価局、先ほど行政評価局調査の関係でも申し上げましたが、

管区局、事務所を通じた現地調査機能がございます。従来実は昨年度まで年金記録確認第三者委員会の関係があつて、なかなか地方もそちらに忙殺されていましたが、ようやく事務の整理で管区局の機能が使えるようになりましたので、今年度の調査に当たりましては、こういった管区局の現地調査機能も活用して情報の収集、分析をさせていただくといったようなことを考えているところでございます。

この資料4の一番最後の行に、来年度からワーキング・グループを設置し検討を行うことも念頭と書いてございます。先ほど申し上げましたような、私どものほうで各省の評価書をチェックするといったようなことをこれまでやってきているところでございますが、各省においてもかなり真面目に事業の改善に向けて、それぞれの省の事業評価をかなりこれまでレベルアップしてやってきていただいております。したがって、我々も一生懸命勉強しながら各省のチェックはしておりますが、我々の指摘で改善ができる余地は、そういう意味で言うと、かなり昔に比べると縮小してきているかなど、それだけ各省のレベルが上がってきているということかと思ひます。

一方で、御案内のように、公共事業をめぐっては、常々、需要予測が本当にこれで妥当だったのかといったような、もう少し根本的と申しますか、ある程度中期的にじっくりと専門的に検討していかないといけないものがあるかと思ひます。私どもの点検は、どうしても各省が作った個別の評価書を対象に1年度単位で点検を行いますので、年度末までには各省といろいろ御議論をしながら、改善できるか、できないかということをするような作業を行っているわけでございます。そのため、その足下の評価書の改善にはつながるのですが、先ほど申し上げたような、ある程度、中期的にじっくりと改善していくという切り口から言ひますと、やや我々の仕事のやり方の中では、できること、できないことがございます。今回この政策評価審議会という形で先生方にお知恵をお借りできる場ができましたので、今年、先ほど申し上げたような、白石臨時委員、加藤専門委員、堤専門委員と御相談しながら点検を進める中で、ある程度、少し中期的に、審議会もしくはワーキング・グループを作って議論すべきではないかといったような課題が整理できましたら、また改めて審議会、それから、制度部会のほうにお諮りして、このワーキング・グループの設置についても御相談してまいりたいということで考えているところでございます。

資料4の説明は以上でございますが、これとは別に、私どもの政策評価の制度を持っている総務省の行政評価局というところは、当然ながら制度を持っておりますので、

制度のPRとか、あるいは国会に各省の実施状況を取りまとめて御報告をしたりといったようなこともやっております、今日その関係の資料を幾つかお配りしてございます。参考資料でございます。参考資料3は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づきまして、年に1度、各省の政策評価の実施状況を国会にきちんと報告しなさいといったような規定がございます。これに基づいて毎年度私どものほうで各省の政策評価の実施状況を取りまとめて、国会のほうに御報告させていただいております。今年は26年度の実施状況につきまして、今年6月12日に国会に御報告させていただいております。少し厚めの白表紙の資料を既に先生方のお手元には郵送等でお送りしてございますので、説明は割愛させていただきますが、こういった取組を私ども総務省としてやっているということで、参考までに資料をお配りさせていただいております。

それから、参考資料4でございますが、こちらは、今月の8日に参議院、国会のほうでございますが、政策評価制度に関する決議が行われておりますので、これも正に政策評価制度に関する決議でございますから、先生方に御検討いただくテーマとかなり関連が深いので、御参考までにお配りさせていただいております。実はこの参議院におきましては、行政評価とか政策評価に関わります専門の委員会として、行政監視委員会が置かれております。衆議院と参議院の二院制の下で、参議院の独自性を発揮するという観点から、参議院におきましては、特に決算とか、行政監視機能に力を入れてこれまでも取り組まれてきたところでございます。この行政監視の分野におきましても、この委員会発動の決議というのがこれまでも実は政策評価関係で3回行われております。今回の決議の前は、平成17年に、政策評価法の附則で3年後見直しという仕組みがございましたので、その3年後見直しに先立っての決議が行われた経緯がございます。その後、10年間、この決議は行われておりませんでしたので、行政監視機能をしっかり果たしていく上で、この10年空いたということもあって、この決議が行われ、この委員会として行われた決議が8日に本会議でも議決されましたので、参議院の決議ということになったものでございます。

内容的には1から8までの構成になっております。御覧いただきますと、それぞれ政策評価についてのかかなり専門的な用語も使いながらの決議になっております。聞くところによりますと、委員会の理事会におきまして、この決議をしようという御判断を受けて、政府の状況とか課題、こういったものも踏まえながら書き起こされて、そ

れを基に委員会、本会議で御議論されたという形での決議だったと理解しております。内容は長いので省略いたしますが、こういった決議もあったということも踏まえて、今後、また政策評価についていろいろ御議論を頂戴できればと思います。

最後に、資料外ではございますが、手違いで私ども事務方の手元にはないのですが、先生方のお手元に封筒が置かれているかと思えます。封筒そのものがサンプルでございますが、私ども、実は政策評価を国民の皆様にご覧いただくために、政策評価のポータルサイトといったようなものを運営してございます。各省がそれぞれやっている政策評価は各省ホームページでも公表しているのですが、私ども総務省のほうで、私どものポータルサイトにアクセスいただければ、各省の情報を全て一元的にご覧いただけるような形でポータルサイトを運営してございます。実はこれは、今年の3月にある程度内容の充実、改善を図ったところでございますが、実際にこのポータルサイトを使われる方々の御意見も聞きながら改善していかなくてはいけないと思っておりますし、今日お集まりの先生方にも、今、封筒を御覧になって、あ、こんなものがあったんだと初めてお知りになった方もいらっしゃるかと思います。私どもの努力不足もあって、まだ十分PRが行き届いていないといったようなこともあろうかと思えますので、今後そういうところに力を入れなくてはいけないと考えております。実はこういった分野にお得意であろうと思われる牛尾委員に、今後のポータルサイトの改善に向けたユーザーサイドの意見をどのような形で把握していくかでありますとか、あるいはPRをどういう形でやっていくかについて、今後、御相談させていただきながら、秋以降の制度部会でありますとか、この審議会でも、1度、こういったポータルサイトのような形での情報提供について、こういった形でやっていくのがいいのか、ぜひ、お時間いただければ御議論いただきたいと考えておりますので、そういった動きについても御紹介させていただいた次第でございます。

お配りの封筒につきましては、牛尾委員と御相談する中で、牛尾委員からのアイデアを頂いて、事務局として、サンプルとして作ってみましたので、こういったような形で、いろいろな形でPRできるかなということでございます。そこに書いております「ひょうちゃん」というキャラクターは、私とかが勝手に考えたわけではございませんで、行政評価局のほうで、このポータルサイトの、公式と言いますか、半分公式のキャラクターということで、あちこちで今までも機会があれば使っていたものでございます。こういったキャラクターもございますので、こういったものも使いながら

効果的な広報に努めていきたいと考えているところでございます。

長くなりましたが、私からの御説明は以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。ただ今の事務局の説明につきまして、各ワーキング・グループの主査の方から補足の事項があればお願いしたいと思います。最初に、目標管理型評価ワーキング・グループの主査をしていただいている谷藤委員からお願いしたいと思います。

(谷藤会長代理) 先ほどの箕浦前政策評価課長からの説明に全部尽きるわけですが、根本的には目標管理型評価制度というものの洗練化と言われるようなものを推進したいという目的で、今現在、作業を進めております。先ほど御説明がありましたように、1番目に目標の設定が正しくなされているのか、2番目に施策と関連する事業についてのロジックがきちんとなされているのかということ、それから、3番目には、達成を図る指標の設定がきちんとなされているのかということを段階的に議論したいと思います。本年は目標の設定が正しくなされているのかということを中心にしているわけでございます。総務省のほうから、たくさんの資料が、1回のメールでは送れないほどの量で送られてまいりまして、大変びくついております。国会も夏休みがなくなったようでございますが、私もこれで夏休みがなくなりました。その作業をやらなければいけない。こういうときに限って非常に暑いというような条件が重なりまして、大変悩んでおります。

その中で言えることは、目標管理型評価制度の基本と言いますか、朝令暮改になっではいけないものですから、私たちは共通の指標として、目標となるものをきちんと設定しなさいということ、全ての省庁について、事前分析表で言わば提示したわけでございます。しかし、やはりここで見ますと、定量的な目標設定になじまない事項が少しあるなということ。そこを実は無理に目標設定させますと、つまり、目標管理に大きなゆがみが生じてくるという問題が出ているような感じがします。実際に事前分析表を見てそういうふうな感じがいたしました。それで、基本方針として、定量的な目標設定を変えることはいたしません、無理に定量的な目標設定と言われるようなものをする必然性がないものは、きちんとこちらのほうで指摘して、これは必要ないですよということを、各省庁に提示する必要があるのではないかと感じているわけでございます。それは先ほど箕浦前政策評価課長がお話ししました、メリハリのある評価につながるだろうと思うわけです。一律に全ての約500施策に関して目標を設定す

ることが本来正しい在り方ではないのだということを、少し明確な、言わば最終的にはそういうような方向で目標設定を検討したい、これを、この夏から秋にかけて検討したいと考えております。

以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。それでは続きまして、規制評価ワーキング・グループの主査をしていただいております森田臨時委員から、お願いいたします。

(森田臨時委員) 森田でございます。私、目標管理型評価ワーキング・グループのほうにも関わっているのですが、規制評価ワーキング・グループのほうの主査ですので、そちらのほうのお話をさせていただきます。規制についての評価は、先ほど、箕浦前政策評価課長からも御報告がございましたように、進められておりますが、実際問題としましては、きちんとした形での評価書が書かれていると言いましょうか、それをきちんと規制の在り方について評価されているかと言いますと、これが必ずしもそうとは言えないと思います。事情は、やはりこの評価は非常に難しいということですので、それについてどうするか、規制の目的を達成するというのもありますが、その規制という手段で本当に目的が達成できるのかどうかということと、規制をやることによって、いわゆる副作用と言いましょうか、別の問題も出てくる。その辺のバランスをどう考えるかについては、必ずしもきちんとした形で論理的にそのプロセスなり、因果関係と言いましょうか、それがはっきりしていないところがあるかと思えます。そういう意味で言いますと、きちんとした評価ができるような形での規制の方法を開発することが非常に重要であろうと思っております。ただ、そうは言いましても、簡単にできるわけではございませんので、今、幾つかの事例を見ながら、どのような評価の方法があるのか、また、どうしても難しいものについては無理にやるよりも、今の目標管理型評価と同じですが、少し後回しにして、できるものについてきちんとやっていく。そのためには、個別的なケースを見ながら、メリハリのある評価の実施のところにかかっておりますが、社会的安全性に関する規制なのか、あるいは経済的な規制なのか、そうした規制の類型化も含めて、どのような規制によって社会的な影響が出てくるのか、それをどのような形で評価すべきなのかについて、幾つか試行的に取り組もうとしているところでございます。これにつきましては、今日、岸本専門委員もいらっしゃっていますが、大体そういうところでよろしいでしょうか。

ついでにと言っては申しわけありませんが、目標管理型評価についても一言言わせ

ていただきますと、P D C Aサイクルということが随分言われているのですが、正直申し上げまして、Pというのが必ずしもはっきりしていない。したがって、D C Aを回すと言っても、それ自体がうまく機能していないところがあって、Pをどういう形で明確化するかというのが一つのポイントになるかと思っております。そのためには、谷藤主査のほうからお話ございましたが、最初の目標設定をどうするかということと、その設定した目標を達成するために、行政のお仕事、活動が、どのように結びついているかというロジックを明確にすること、それができなければ評価は実質的に難しいのではないかと思っております。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。

それでは、ただ今の事務局及びワーキング・グループ主査の方からの御発言を踏まえまして、各委員の皆さんから御意見あれば頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

(藤井委員) 私は、目標管理型評価ワーキング・グループに参加させていただいています。そちらのほうは追加的に申し上げることはございません。出席していない規制評価ワーキング・グループのほうについて、意見を申し述べさせていただきたいと思えます。参考資料5を拝見しますと、2のところ、現状で、定量化が不十分ということが書いてございます。79件あるのに1件だという御指摘がございましたが、規制評価の場合、先ほど森田主査のほうからもございましたが、例えば安全性とかに係るものでありますと、便益というのは、被害軽減予測みたいなものになるのではないかと思います。費用というのは、これも難しいのですが、コンプライアンスのコストとか幾つかあるかとは思いますが。その狭い直接的な分野において、必ずしも定量化がうまくできるかどうかは、そもそも非常に難しいのではないかと思いますので、定量化という点も重要だとは思いますが、先ほど森田主査のほうから既に御指摘がありました、より広い視野を持った場合に副作用を及ぼすというところを注視していただかないと、目的は達成したけれども、社会経済全体においては狭い目的という意味での達成であり、副作用が大きかったということはある得ると思えます。そのためにレビューをする時期とか、条件というのを、やや広い範囲のチェックポイントから設定していくことが重要ではないかと思えますので、ぜひ、その点を含めまして御検討いただければと思います。

一言だけ、定量化について申し述べさせていただきますと、実績について説得力ある改善方策を提示するという先ほどの議題等については、定量的なエビデンスとか定量分析というのをこの場でもずっと言ってきましたし、非常に重要だと思います。そのために局長から御指摘があったような、やや取り上げにくいテーマというのは当然あるわけで、そのことを、先ほど、中長期的な考え方の資料2の1の最初の丸で書いてあるのですが、書き方がわかりにくかったかもしれません。他方、これから起こることの事前評価について、定量性をどこまで求めるかというのは、必要ではあるのですが、目標管理型評価のほうもそうですが、あまりそこを強く言い過ぎてしまうと視野が狭くなるというか、ややそういう感があるかと思います。そういう意味で、その目標が適切かという議論も、目標管理型評価ワーキング・グループでも行っております。私どももその辺、実行可能性というか、定量分析、エビデンス分析が実際にどうできるかということにもよく注意しながら、議論を深めていかなければいけないと思っております。

以上でございます。

(岡会長) ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。田中委員、お願いします。

(田中委員) ありがとうございます。私も規制の事前評価につきまして申し上げたいと思うのですが、これ確か2007年ぐらいに導入されて、前の代の政策評価でもあまり機能していないのではないかというのが何度も議論になっていました。ある種、形骸化しているとか、関係ないとか。この様子を見ていますと、やはりかなり難しいのだろうなど。担当者が少し勉強しただけではなかなかできないような計算の仕方だったりというようなことが、あるのだろうと思います。その意味では、テクニカルな御指摘は十分にさせていただけると思うのですが、それを本当に担当者がやらなければいけないのか、場合によっては専門家にアウトソーシングできるのではないかというようなことも含めて、具体的なやり方まで含めて、御提案を頂けたらと思います。

以上です。

(岡会長) ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

(岸本専門委員) 規制評価のワーキング・グループをやっています岸本です。御意見いろいろ頂き、非常にありがとうございます。おっしゃるとおり、規制評価が始まって8年ぐらい経って、やや義務的なペーパーワーク化しているという現実があるの

で、本来の目的とかけ離れていると。本来は、規制という意思決定に非常に役に立つために導入したはずが、実際、評価をするタイミングが非常に遅くて、言ってしまつたら、事実上、規制が決まった後にペーパーワークとして評価をやるという形になっているので、そもそも技術的に難しいか、難しくないか以前に、定量化をするインセンティブがない、あるいはオプションを複数挙げるインセンティブがないという状況です。先ほど藤井委員からも御指摘あったように、広い視点で規制のライフサイクル、生まれてから、さらにそれを見直して例えば廃止するみたいな、そういう規制のライフサイクル全体という視点でまず見てみる、そういうことを考えた。定量化も、コストというのはそれなりに定量化は可能なのではないかと我々は考えていまして、できるだけ定量化していただくのですが、ベネフィットというか、他の影響に関しては、非常にケースバイケースであろうということ。

先ほど、田中委員からもアウトソーシングという話があったのですが、非常にこれは大事で、今、メリハリをつけるというのがどこかに書いてあったと思うんですが、社会的に非常に重要な規制だったら細かく分析をすべきだと。そうでないものに関しては簡易にやろうと、そういうメリハリをつけて、例えば、非常に社会的に重要で議論がある規制に関しては、アウトソーシングとか、そういう形でも非常に立派な評価をやるが、誰も異論がないだろうとか、コストがほとんどかからないだろうみたいなものは簡易に済ませる、今まではそういうメリハリがなく、割と一律にやってきたということが形骸化している理由かなと思っていますので、そういうところも今考えているという次第でございます。

(岡会長) ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、今日またいろいろ意見を出していただきましたので、それを踏まえて、更なる議論を深めていただきたいと思います。

本日予定のテーマは以上でございます。最後に、次回以降の審議日程について、事務局からの説明をお願いいたします。

(平野企画課企画官) お手元の資料5を御覧ください。次回の審議会、次々回の審議会につきましては、11月17日火曜日の午後1時半から、そして、来年2月23日火曜日の午後1時半からを、それぞれ政策評価制度部会との合同開催で予定いたしております。また、部会につきましては、10月6日火曜日午前10時から、そして、来年1月19日火曜日午後2時からを予定しております。詳しくは、後日、改めて事務局のほう

から連絡を申し上げます。

以上です。

(岡会長) ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第2回政策評価審議会、及び第2回政策評価制度部会の合同会合を閉会いたします。お忙しい中、また、お暑い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。